

※自署の場合は、右（ ）内に署名をお願いします。

(倉石 一郎)

字 削除

(五戸 太郎)

字 削除

譲渡人

譲受人

捨印

捨印

※自署でない場合は、捨印を押印をお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請書

提出部数はA3用紙で 3部 です。
(譲渡人・譲受人が各1名の場合)

令和 年 月 日

五戸町農業委員会 会長 岩 井 壽美雄 殿

1 申請者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	住 所	職業	氏 名	年齢	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲渡人 売る人	五戸町大字倉石●●字●● △△△番地△	会社員 兼農業	倉石 一郎 ㊟	60歳		
譲受人 買う人	五戸町字古館 △△番地△△	農業	五戸 太郎 ㊟	45歳	日本	

下記農地(採草放牧地)の-(に)- (所有権)を(移 転)したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

(注) 不要の文字は抹消し、空欄には所要の権利及び設定、移転の別を記入すること。
申請者の氏名(法人の場合にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。

2 許可を受けようとする土地の所在等

(市町村名) 三戸郡五戸町			地目		面積(㎡)	所 有 者 氏 名 (名 称)	利用者	
大字	字	地番	台帳	現況			氏名(名称)	利用権原
倉石●●	●●●	●●-●	畑	畑	2,000	倉石 一郎	倉石 一郎	所有権
—	●●●	●●-●	田	田	1,000	倉石 一郎	倉石 一郎	所有権
計	2 筆				① 3,000	備考		

3 契約の内容

権利を移転又は設定しようとする時期	対価(円)	賃借料(円)	契約期間	備考
許可次第	●●●, ●●●円	—	永 久	売 買

4 譲受人又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

	所有地			使用収益権を有する土地				
	自作地(㎡)	貸付地(㎡)	非耕作地			自作地(㎡)	非耕作地	
			所在・地番	面積(㎡)	状況・理由		所在・地番	面積(㎡) 状況・理由
田	3,000	〇,〇〇〇				2,000		
畑	7,000	0				1,500		
樹園地	3,000	0				0		
農地計	② 13,000	〇,〇〇〇				③ 3,500		
採草放牧地								

5 譲受人又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況

- (1) 権利取得後における ②+③ の事業に供する農地の面積の合計 ①
- (権利を有する農地の面積 + 権利を取得しようとする農地の面積) = 19,500 (㎡)
- (2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計
- (権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

②+③+①

19,500

(㎡)

譲渡人

譲受人

※自署の場合は、右（ ）内に署名をお願いします。

(倉石 一郎)

字 削除

(五戸 太郎)

字 削除

捨印

捨印

※自署でない場合は、捨印を押印をお願いします。

6 譲受人及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑				樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	長いも	にんにく	野菜		りんご			
権利取得後の面積(㎡)	6,000	5,000	5,000	500		3,000			

(2) 大農機具又は家畜

買う人の農機具等について記入

		農 機 具						家 畜		
確保しているもの	種類	田植機	コンバイン	長いも掘取機	ニンニク植付機	ニンニク掘取機	トラック			
	数量	1	1	1	1	1	1			
導入予定のもの	種類	トラック	草刈機							
	数量	1	1							

(3) 労働力の状況等

	氏 名	年齢	性別	権利取得者との関係	職業	農作業従事日数	備考(農作業歴・農業技術修学歴等)
世帯員等	五戸 太郎	45	男	本人	農業	250	農作業歴 23年
	五戸 花子	44	女	妻	会社員	90	農作業歴 10年
	五戸 春雄	72	男	父	農業	250	農作業歴 57年
	五戸 夏子	70	女	母	農業	150	農作業歴 47年
	五戸 一郎	21	男	長男	学生	60	農作業歴 2年
常雇	雇用がある場合は記入 ▲▲ ▲▲	54	女	知人	自営業兼農業	160	1ヵ月あたり20日×8ヵ月
季節雇・臨時雇		4名		年間延日数		男 40 日、 女 40 日	

7 周辺農地との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載すること。(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載すること。)

(例)
申請地において予定している作付作物及び耕作の内容は、周辺農地において行われているものと同種であり、周辺に及ぼす影響はないと思われる。

※ その他の確認事項

- ・主たる経営作物 水稻・長いも・ニンニク
- ・農業経営改善計画の認定の有・無(認定農業者かどうか)
- ・通作距離 800m、1km

指令 第 号

農地法第3条第1項の規定により上記申請のとおり許可します。

令和 年 月 日

三戸郡五戸町農業委員会 会長 岩 井 壽美雄